

水戸市工事等の請負契約に係る最低制限価格を設ける入札に関する要領新旧対照表

財務部契約検査課

現 行	改 正
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（見積り等に基づき予定価格を算定する工事等にあつては、当該見積り等に基づき定める額）にランダム係数（乱数を使用して、0.9950 から 1.0050 の範囲内で無作為に決定する数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額。以下「最低制限価格基礎額」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該額を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 工事 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額</p> <p>ア 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。） 直接工事費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額に 100 分の 97 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 10 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（見積り等に基づき予定価格を算定する工事等にあつては、当該見積り等に基づき定める額）にランダム係数（乱数を使用して、0.9950 から 1.0050 の範囲内で無作為に決定する数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額。以下「最低制限価格基礎額」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該額を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 工事 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額</p> <p>ア 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。） 直接工事費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額に 100 分の 97 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）、現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 10 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた</p>

額)及び一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を合計した額

イ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、現場管理費の額に直接工事費の額の100分の20の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)及び一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を合計した額

ウ ア及びイに掲げる工事以外の工事 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)及び一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を合計した額

額)及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を合計した額

イ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、現場管理費の額に直接工事費の額の100分の20の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を合計した額

ウ ア及びイに掲げる工事以外の工事 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を合計した額

(2)

(略)

(2)

(略)

付 則

(施行期日)

1 この要領は，令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は，令和5年1月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し，同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については，なお従前の例による。